

船橋市地方卸売市場事故品の処理に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市地方卸売市場業務条例(令和2年船橋市条例第17号。以下「条例」という。)及び船橋市地方卸売市場業務条例施行規則(令和2年船橋市規則第86号。以下「規則」という。)に規定する受託物品の確認及び卸売代金の変更(以下確認及び変更を伴う物品を「事故品」と総称する。)に定めるもののほか、事故品の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。ただし、水産物部のまぐろ・かじき類の事故品は除く。

(定義)

第2条 この要綱において、事故品とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 卸売業者が受託物品を受領するにあたり、当該受託物品を検収した結果、種類、数量、等級、品質等が出荷者の送り状と異なるもの(以下「卸売前の事故品」という。)をいう。
- (2) 卸売業者が卸売した物品(以下「卸売物品」という。)で仲卸業者又は売買参加者の申出により当該卸売代金の金額を減じることとなる物品は、規則第29条各号のいずれかに該当するもののほか、次に掲げる事項のいずれかに該当するもの(以下「卸売後の事故品」という。)をいう。
 - ア 鮮度低下の著しいもの
 - イ ねと、かび等が発生したもの

(対象基準)

第3条 事故品の確認に当たっては、その全数量を提出するものとする。ただし、市場外にある事故品の確認の場合は、この限りではない。

- 2 事故品の確認は、市長が指定する場所で行うものとする。ただし、市場外にある事故品の場合は、当該物品の異状の状態が確認できる写真等により指定する場所であることができる。
- 3 事故品の確認の対象となるものは、青果物は卸売した時点から24時間以内のものとし、水産物にあつては卸売した時点から生鮮品は当日の午前9時までのもの、加工品及び加工食料品は当日の正午までのものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(卸売前の事故品の処理)

第4条 卸売業者は、受託物品を受領するに当たり、当該受託物品を検収した結果、事故品があることを認めるときは、船橋市受託物品確認申請書に送り状の写し、写真を添付して市長に申請し、検査員の確認を受けなければならない。ただし、市場外にある事故品の場合は、市場外にある物品の取引に係る受託物品確認申請書(第2号様式)に写真を添付することにより、事故品の確認を行うことができる。

- 2 検査員は、前項の規定による申請があつたときは、卸売業者から事情を聴取し、申請

に係る事故品の確認を行い、事故品確認票(第 1 号様式、第 1 号様式の 2)を 2 部作成する。

- 3 市長は、卸売前の事故品に係る手続が終了したときは、当該卸売業者に対し船橋市受託物品確認証並びに前項で作成した事故品確認票 1 通を交付する。ただし、市場外にある事故品については、市場外にある物品の取引に係る受託物品確認証(第 3 号様式)を交付する。

(卸売後の事故品の処理)

第 5 条 卸売業者は、仲卸業者又は売買参加者から事故品がある旨の申立てを受けたときは、卸売物品確認申請書(第 4 号様式)により、市長に申請し、検査員の確認を求めなければならない。ただし、市場外にある事故品の場合は、市場外にある物品の取引に係る卸売物品確認申請書(第 5 号様式)に写真を添付することにより、事故品の確認を行うことができる。

- 2 検査員は、前項の規定による申請があったときは、卸売業者及び仲卸業者又は売買参加者から事情を聴取し、申請に係る事故品の確認を行うものとする。
- 3 卸売業者は、検査員立会いのもと仲卸業者又は売買参加者と事故品の処理について協議しなければならない。また、市場外にある物品の取引に係る場合も同様とする。
- 4 前項の事故品の処理についての協議が整わないときは、第 8 条に規定する事故処理委員がこれを調停する。
- 5 検査員は、事故品の処理についての協議が整ったとき又は事故品処理委員の調停があったときは、事故品確認票を 2 部作成する。
- 6 市長は、卸売後の事故品に係る手続が終了したときは、速やかに当該卸売業者に対し卸売物品確認証(第 6 号様式)並びに前項で作成した事故品確認票を交付する。ただし、市場外にある事故品については、市場外にある物品の取引に係る卸売物品確認証(第 7 号様式)を交付する。

(卸売代金の変更)

第 6 条 卸売物品確認証の交付を受けた卸売業者は、条例第 56 条のただし書きの規定に基づき、卸売代金の変更をする場合は、卸売代金変更承認申請書(第 8 号様式)又は市場外にある物品の取引に係る卸売代金変更承認申請書(第 9 号様式)に販売原票の写しを添付して、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請を承認したときは、当該卸売業者に対し、卸売代金変更承認書(第 10 号様式)又は市場外にある物品の取引に係る卸売代金変更承認書(第 11 号様式)を交付するものとする。

(結果の通知)

第 7 条 卸売業者は、市長から受託物品確認証又は市場外にある物品の取引に係る受託物品確認証の交付を受けたときは、出荷者に対して受託物品確認証又は市場外にある物品の取引に係る受託物品確認証の写しを送付し、卸売物品確認証又は市場外にある物品の取引に係る卸売物品確認証の交付を受けたときは、出荷者及び仲卸業

者又は売買参加者に対し卸売物品確認証又は市場外にある物品の取引に係る卸売物品確認証の写しをそれぞれ送付しなければならない。

(事故処理委員)

第 8 条 市長は、事故処理の公正を図るため、関係業者の中から専門的評価能力があり、かつ、取引に精通した者を事故品処理委員として委嘱する。

2 事故処理委員は 20 人以内とし、その内訳人数の最高限度は次のとおりとする。

- | | | |
|----------|-------|-----|
| (1) 青果部 | 卸売業者 | 4 人 |
| | 仲卸業者 | 2 人 |
| | 売買参加者 | 3 人 |
| | 開設者 | 1 人 |
| (2) 水産物部 | 卸売業者 | 4 人 |
| | 仲卸業者 | 4 人 |
| | 売買参加者 | 1 人 |
| | 開設者 | 1 人 |

3 事故処理委員は、卸売後の事故品の処理について卸売業者及び仲卸業者又は売買参加者の協議が整わないときは、その解決に当たるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際現に異状物品検査(昭和 48 年制定)に基づいてなされた事故品の検査については、この要綱によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際現に事故品処理要綱(昭和 56 年制定)に基づいてなされた事故品の検査については、この要綱によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 21 日から施行する。

事 故 品 確 認 票

青果部

到着日時		確認日時		
品名銘柄		検査員		
荷姿	(kg入、 入) 袋、箱、DB、カゴ カン、把、kg、本、包	立会人氏名	卸売業者	
出荷者 住所 氏名 生産者番号	NO.		仲卸業者 又は 売買参加者	
等級			事故品処理 委 員	
総出荷数量		被 害 者	卸売業者・運送業者 その他()	
損敗数量			処 理	返品・廃棄・減額 その他()
商品価値	無・有・ %以下	荷主連絡	無・有・予定	
損敗等の原因、状況及び発生、発見の時期				
原 因	状 況	発生	時 期	発見
<input type="checkbox"/> 暑さによるムレ	<input type="checkbox"/> 腐 敗	<input type="checkbox"/>	出 荷 前	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 病 気 ()	<input type="checkbox"/> 品 質 低 下 <input type="checkbox"/> 品 傷 み	<input type="checkbox"/>	輸 送 途 中	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 寒さによるもの	<input type="checkbox"/> 変 質	<input type="checkbox"/>	荷 受 時	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 選 別 不 良	<input type="checkbox"/> 雨 傷 み	<input type="checkbox"/>	卸 保 管 中	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 虫 害 ()	<input type="checkbox"/> すれ、おされ割れ <input type="checkbox"/> 数量、量目の過不足	<input type="checkbox"/>	販 売 後	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 製 造 不 良	<input type="checkbox"/> 等 級 誤 り	<input type="checkbox"/>	不 明	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 送り状と現品の相違	<input type="checkbox"/> 見 本 と の 相 違	<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/> そ の 他 ()	<input type="checkbox"/> そ の 他 ()	<input type="checkbox"/>		
備 考				

第1号様式の2

事故品確認票

水産物部

到着日時	年月日 午前・午後 時 分
確認日時	年月日 午前・午後 時 分
出荷者氏名	
品名	
総出荷量	
損敗又は内容相違の数量	
損敗又は内容相違の程度	
損敗又は内容相違の原因	
立会人氏名	卸売業者
	仲卸業者又は 売買参加者
事故処理委員	
検査員氏名	
その他	

第2号様式

市場外にある物品の取引に係る受託物品確認申請書

年 月 日

船橋市長 あて

船橋市地方卸売市場 部卸売業者
商号又は名称
法人にあつては代表者の役職名及び氏名

船橋市地方卸売市場事故品の処理に関する要綱第4条第1項の規定により、市場外にある物品の取引に係る受託物品の異状について検査員の確認を受けたいので、次のとおり申請します。

出 荷 者	
品 名	
等 級	
総 出 荷 数 量	
損 敗 又 は 内 容 相 違 の 数 量	
損 敗 又 は 内 容 相 違 の 程 度	%
損 敗 又 は 内 容 相 違 の 原 因	
到 着 日 時	月 日 午前・午後 時 分
検 査 員 氏 名	
取 引 場 所	

第3号様式

市場外にある物品の取引に係る受託物品確認証

第 号
年 月 日

船橋市地方卸売市場 部卸売業者
商号又は名称
法人にあっては代表者の役職名及び氏名 様

船橋市長



年 月 日付けで申請のあった市場外にある物品の取引に係る卸売物品について、確認した結果、次のとおりであることを証明します。

出 荷 者	
品 名	
等 級	
総 出 荷 数 量	
損 敗 又 は 内 容 相 違 の 数	
損 敗 又 は 内 容 相 違 の 程 度	%
損 敗 又 は 内 容 相 違 の 原 因	
到 着 日 時	月 日 午前・午後 時 分
確 認 日 時	月 日 午前・午後 時 分
検 査 員 氏 名	
取 引 場 所	

第4号様式

卸売物品確認申請書

年 月 日

船橋市長 あて

船橋市地方卸売市場 部卸売業者
商号又は名称
法人にあっては代表者の役職名及び氏名

船橋市地方卸売市場事故品の処理に関する要綱第5条第1項の規定により、卸売物品の異状について検査員の確認を受けたいので、次のとおり申請します。

出 荷 者	
品 名	
等 級	
総 出 荷 数 量	
損 敗 又 は 内 容 相 違 の 数 量	
損 敗 又 は 内 容 相 違 の 程 度	%
損 敗 又 は 内 容 相 違 の 原 因	
到 着 日 時	月 日 午前・午後 時 分
そ の 他	

第5号様式

市場外にある物品の取引に係る卸売物品確認申請書

年 月 日

船橋市長 あて

船橋市地方卸売市場 部卸売業者
商号又は名称
法人にあつては代表者の役職名及び氏名

船橋市地方卸売市場事故品の処理に関する要綱第5条第1項の規定により、市場外にある物品の取引に係る卸売物品の異状について検査員の確認を受けたいので、次のとおり申請します。

出 荷 者	
品 名	
等 級	
総 出 荷 数 量	
損 敗 又 は 内 容 相 違 の 数 量	
損 敗 又 は 内 容 相 違 の 程 度	%
損 敗 又 は 内 容 相 違 の 原 因	
到 着 日 時	月 日 午前・午後 時 分
検 査 員 氏 名	
取 引 場 所	

第6号様式

卸売物品確認証

第 号
年 月 日

船橋市地方卸売市場 部卸売業者
商号又は名称
法人にあっては代表者の役職名及び氏名 様

船橋市長



年 月 日付けで申請のあった卸売物品について、確認した結果、次のとおりであることを証明します。

出 荷 者	
品 名	
等 級	
総 出 荷 数 量	
損 敗 又 は 内 容 相 違 の 数 量	
損 敗 又 は 内 容 相 違 の 程 度	%
損 敗 又 は 内 容 相 違 の 原 因	
到 着 日 時	月 日 午前・午後 時 分
確 認 日 時	月 日 午前・午後 時 分
検 査 員 氏 名	
そ の 他	

第7号様式

市場外にある物品の取引に係る卸売物品確認証

第 号
年 月 日

船橋市地方卸売市場 部卸売業者
商号又は名称
法人にあっては代表者の役職名及び氏名 様

船橋市長



年 月 日付けで申請のあった市場外にある物品の取引に係る卸売物品について、確認した結果、次のとおりであることを証明します。

出 荷 者	
品 名	
等 級	
総 出 荷 数 量	
損 敗 又 は 内 容 相 違 の 数	
損 敗 又 は 内 容 相 違 の 程 度	%
損 敗 又 は 内 容 相 違 の 原 因	
到 着 日 時	月 日 午前・午後 時 分
確 認 日 時	月 日 午前・午後 時 分
検 査 員 氏 名	
取 引 場 所	

卸売代金変更承認申請書

年 月 日

船橋市長 あて

船橋市地方卸売市場 部卸売業者
商号又は名称
法人にあつては代表者の役職名及び氏名

年 月 日付けで卸売物品確認証の交付を受けた事故品について、船橋市地方卸売市場業務条例第 56 条及び船橋市地方卸売市場業務条例施行規則第 29 条の規定により、卸売代金を変更したいので、船橋市地方卸売市場事故品の処理に関する要綱第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

変 更 額 (A - B)		円	
変 更 内 容	数 量	(変更前) kg	(変更後) kg
	単 価	(変更前) 円	(変更後) 円
	卸 売 金 額	(変更前)A 円	(変更後)B 円
出 荷 者			
品 名			
仲 卸 業 者 又 は 売 買 参 加 者			
変 更 理 由			
備 考			

市場外にある物品の取引に係る卸売代金変更承認申請書

年 月 日

船橋市長 あて

船橋市地方卸売市場 部卸売業者
商号又は名称
法人にあっては代表者の役職名及び氏名

年 月 日付けで卸売物品確認証の交付を受けた事故品について、船橋市地方卸売市場業務条例第 56 条及び船橋市地方卸売市場業務条例施行規則第 29 条の規定により、卸売代金を変更したいので、船橋市地方卸売市場事故品の処理に関する要綱第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

変 更 額 (A - B)		円	
変 更 内 容	数 量	(変更前) kg	(変更後) kg
	単 価	(変更前) 円	(変更後) 円
	卸売金額	(変更前)A 円	(変更後)B 円
出 荷 者			
品 名			
仲 卸 業 者 又 は 売 買 参 加 者			
変 更 理 由			
備 考			

第10号様式

卸売代金変更承認書

年 月 日

船橋市地方卸売市場 部卸売業者
商号又は名称
法人にあつては代表者の役職名及び氏名 様

船橋市長



年 月 日付けで申請のあつた卸売代金の変更について、船橋市地方卸売市場事故品の処理に関する要綱第6条第2項の規定により、次のとおり承認します。

変更額 (A - B)		円	
変更内容	数量	(変更前) kg	(変更後) kg
	単価	(変更前) 円	(変更後) 円
	卸売金額	(変更前)A 円	(変更後)B 円
出荷者			
品名			
仲卸業者又は 売買参加者			
変更理由			
備考			

第11号様式

市場外にある物品の取引に係る卸売代金変更承認書

年 月 日

船橋市地方卸売市場 部卸売業者
商号又は名称
法人にあつては代表者の役職名及び氏名 様

船橋市長



年 月 日付けで申請のあつた市場外にある物品の取引に係る卸売代金の変更について、船橋市地方卸売市場事故品の処理に関する要綱第6条第2項の規定により、次のとおり承認します。

変 更 額 (A - B)		円	
変 更 内 容	数 量	(変更前) kg	(変更後) kg
	単 価	(変更前) 円	(変更後) 円
	卸 売 金 額	(変更前)A 円	(変更後)B 円
出 荷 者			
品 名			
仲 卸 業 者 又 は 売 買 参 加 者			
変 更 理 由			
備 考			